第１７４回

愛知県市長会議

令和２年１０月２日（金）

開催市　知多市

愛知県市長会

会　議　次　第

会 場　　知多市勤労文化会館

1　開　　会　　午後２時

2　開催市市長あいさつ

3　会長あいさつ

4　来　賓　祝　辞

5　議　長　選　出

6　議　案　審　議

7　決 議 案 審 議

8　協　議　事　項

(1)　東海市長会通常総会提出議案について

(2)　令和元年度決算の承認について

(3)　次回開催市の決定について

9　会　務　報　告

10　そ　　の　　他

11　閉　　会　　午後３時３０分

第１７４回　愛知県市長会議提出議案一覧表

議案番号	議　　案　　名	提出ブロック	頁
第１号	地方創生推進交付金事業の繰越について	西尾張	4
第２号	減収補てん債制度に係る対象税目の拡充について	東尾張	6
第３号	住民基本台帳事務における支援措置制度に関する判断事例の紹介について	西尾張	8
第４号	犯罪被害者等支援に係る地方公共団体における支援制度の構築及び財源措置並びに都道府県警察等との情報共有制度の創設について	名古屋	10
第５号	国土強靱化推進のための地方自治体の負担軽減について	西尾張	12
第６号	国民健康保険制度の国庫負担割合の引上げについて	西三河	14
第７号	新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う医療機関への財政支援及び医療体制の構築について	西尾張	16
第８号	保育所等整備交付金の補助対象について	西三河	18
第９号	社会資本整備総合交付金の面積要件の廃止について	西尾張	20
第10号	一宮西港道路の早期実現について	西尾張	22
第11号	三河港の機能強化に向けた港湾施設の整備促進について	東三河	24
第12号	水道施設等の老朽化更新に対する財政支援の新設について	西三河	26
第13号	下水道施設の改築への国費負担の継続及び改築事業予算の確保について	名古屋 西尾張	28

議案番号	議　　案　　名	提出ブロック	頁
第 14 号	雨水整備のための継続的な財政支援について	西三河	30
第 15 号	無電柱化事業に係る支援について	知多	32
第 16 号	新型コロナウイルス感染症の影響により経営状況が悪化した地域公共交通事業者への財政支援について	東三河	34
第 17 号	亜炭鉱廃坑処理に対する支援制度について	名古屋 東尾張	36
第 18 号	休業要請で間接的に影響を受けた事業者への支援の充実について	東三河	38
第 19 号	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた創業者への支援制度の拡充について	東三河	40
第 20 号	商店街共同施設（アーケード等）の整備等に対する支援について	名古屋	42
第 21 号	学校のＩＣＴ環境整備とＧＩＧＡスクール構想の推進への財政支援について	西尾張 東尾張 知多	44
第 22 号	学校施設の整備に対する財政支援の拡充と財源確保について	東尾張	46
第 23 号	特別定額給付金給付事業における死亡した単身世帯の方への給付について	東三河	48

第１号議案

地方創生推進交付金事業の繰越について

西尾張ブロック　提出

地方創生推進交付金は、地方版総合戦略に位置づけられた、地方公共団体の自主的・主体的な取組で、先導的なものを支援するものであります。

そうした中、新型コロナウイルス感染症は、今年度に実施を予定していた地方創生推進交付金事業へも、大きな影響を及ぼしております。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響で事業を中止した場合、繰越が認められることは難しく、今年度又は次年度以降の計画変更や新規事業としての申請による対応を求められております。

地方創生推進交付金の事業期間は３年又は５年となっており、残っている事業期間が長ければ計画変更による対応が可能と考えられるが、今年度が事業最終年度となっている事業については、調整できない事態や、計画変更によって想定していた成果が得られない可能性も考えられます。

現在、緊急事態宣言は解除されたものの、まだまだ予断を許さない状況であることから、新型コロナウイルスに起因する事業の中止又は延期については、柔軟に対応していただく必要があるものと考えます。

よって、国におかれては、**令和２年度が事業最終年度となっている地方創生推進交付金事業のうち、新型コロナウイルスの影響により令和２年度中の完了が困難となった事業については、特例的に翌年度への事業の繰越又は交付対象期間の延長を要望します。**

第２号議案

減収補てん債制度に係る対象税目の拡充について

東尾張ブロック　提出

地方交付税制度の基準財政収入額は、標準的な地方税収入等を算定するもので、課税実績との乖離が生じても精算は行わないものであります。ただし、一部の税目については、特例として是正方法が設けられており、その一つである減収補てん債の発行は、特別な地方債を発行し、その年度の収入を確保するとともに、元利償還金が後年度の基準財政需要額に算入されることによって財源措置がなされるものであります。

しかし、減収補てん債（市町村分）の対象税目は、税収が景気変動等に左右されやすい税目である、市町村民税法人税割及び利子割交付金並びに法人事業税交付金に限定されております。

国では、徴収猶予特例債の創設を講じるなど、地方財政の資金繰りを配慮していただいておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、景気に対して安定的とされてきた税目についても想定を超える大きな減収が生じることが懸念されております。このため、市町村民税法人税割及び利子割交付金並びに法人事業税交付金に限定されていた減収補てん債の対象税目を拡充し、未曾有の危機に備える必要があるものと考えます。

よって、国におかれては、**これまで税収が安定的とされてきた税目においても新型コロナウイルス感染症の影響から大きな減収が懸念されるため、その年度の収入が確実に確保されるよう、減収補てん債の対象税目を拡充されるよう要望します。**

メ　　モ

メ　　モ

第３号議案

住民基本台帳事務における支援措置制度に関する判断事例の紹介について

西尾張ブロック　提出

住民基本台帳事務における支援措置は、ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の加害者が、住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付並びに戸籍の附票の写しの交付制度を不当に利用してそれらの行為の被害者の住所を探索することを防止し、被害者の保護を図ることを目的としております。

この支援措置の必要性の判断に関しては、平成１８年１０月４日付け総行市第１３６号総務省自治行政局市町村課長の通知において、「最終的な判断は、市町村長において主体的に行うことが必要」とされております。

しかし、親子間・親族間等の問題案件など、支援措置の必要性の判断に苦慮する事例も発生しているのが現状であります。

よって、国におかれては、**住民基本台帳事務処理要領及び各種通知等により実施されているドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者保護のための住民基本台帳事務における支援措置（ＤＶ等支援措置）について、市町村長が主体的に必要性の判断を行うための具体的な判断事例の紹介をいただけますよう要望します。**

メ　　モ

第４号議案

犯罪被害者等支援に係る地方公共団体における支援制度の構築及び財源措置並びに都道府県警察等との情報共有制度の創設について

名古屋ブロック　提出

犯罪被害者等支援については、犯罪被害者等基本法に基づき犯罪被害者等基本計画が策定され、国の犯罪被害者等支援施策は大きく進展するとともに、「支援等のための体制整備への取組」や「見舞金制度等の導入」など地方公共団体の施策も着実に進展してまいりました。

名古屋市においても、平成３０年４月に「名古屋市犯罪被害者等支援条例」を施行し、「総合支援窓口の設置」「経済的・精神的支援」「広報啓発・人材育成」を施策の柱に各種支援事業を行っております。

しかし、全国統一の制度とはなっておらず、国による財源措置が行われていないこともあり、支援に地域差が出ている現状にあります。

また、地方公共団体には都道府県警察等のような捜査権限がなく、捜査権限のある警察が保有する情報の共有も十分にできていないため、限られた犯罪被害に関する情報で事業を実施せざるを得ず、「経済的・精神的支援」事業の実施に係る審査を行うに当たり、事実認定に非常に苦慮するような事例が発生しております。

よって、国におかれては、**地方公共団体による見舞金制度等のガイドラインを策定するとともに、地方公共団体が行う犯罪被害者等支援に係る財源措置を講じるよう要望します。**

また、円滑な犯罪被害者等支援を行うため、支援を行う地方公共団体が都道府県警察等と犯罪被害者等の情報を共有し、適切な犯罪被害者等支援が行える制度を創設されるよう要望します。

メ　　モ

第５号議案

国土強靱化推進のための地方自治体の負担軽減について

西尾張ブロック　提出

西尾張地域は、沖積平野と干拓事業により形成された地域で、昭和３０年代半ばから飛躍的に産業の発展を遂げたものの、地下水の汲上げによる地盤沈下が進行し、大半が海抜ゼロメートル以下の地域となっております。

このため、地震時の液状化対策に要する経費は、一般的な地域と比べて多大な費用を要し、地方自治体への負担が大きくなっております。また、洪水時はもとより、通常時の排水もポンプによる強制排水が必要となる地区もあり、排水機場はこの地域の生命線となっております。

伊勢湾台風を契機に１７３ヵ所の排水機場がたん水防除事業等で設置されておりますが、これらが、順次、更新時期を迎え、多くの排水機場で更新整備が進められております。このため、日頃の維持管理費や更新整備費が地方自治体にとって大きな負担となっております。

しかし、国の農村地域防災減災事業（たん水防除事業）は、被害面積の大きさ及び中山間地域であることによる上乗せの国庫補助はあるものの、地域特性による上乗せはなく、一律の補助となっております。

よって、国におかれては、**海抜ゼロメートル以下の地域で実施する排水機場の更新整備において、地域特性を考慮し、農村地域防災減災事業（たん水防除事業）の国庫補助率を嵩上げするとともに、頻発する局地的豪雨に対処できるよう雨量基準の見直しを要望します。**

また、維持管理費に対する新たな国庫補助金の創設を要望します。

メ　　モ

第６号議案

国民健康保険制度の国庫負担割合の引上げについて

西三河ブロック　提出

国民皆保険制度の成立から半世紀が過ぎ、少子高齢化の進展及び非正規雇用の増加など加入者の変化や、すぐに医療を受けられる環境及び高度医療による医療費の高額化など、医療を取り巻く環境は大きく変化しております。

国民健康保険は、被用者保険と比べ、所得水準の低い加入者が多く、年齢構成が高いこと等により医療費水準も高く、所得に占める保険税の割合が高い状況にあります。

平成３０年度からの制度改正により、都道府県が財政運営の責任主体となりましたが、都道府県単位化に伴う標準保険税率については、地域事情により格差があり、負担が増加しております。

よって、国におかれては、**国民健康保険の安定的かつ持続的な運営を図り、被保険者が安心して必要な医療が受けられるようにするため、公費３，４００億円の財政支援を継続して実施するとともに、低所得者層に対する負担軽減措置を要望します。**

また、子育て世帯の負担軽減を図るため、子供に係る均等割保険料（税）を軽減するための公費の拡充を要望します。

メ　　モ

第７号議案

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う医療機関への財政支援及び医療体制の構築について

西尾張ブロック　提出

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、感染症指定医療機関のみならず、地域医療の中核を担う公立病院は一丸となって、感染患者の入院及び検査の対応をしてまいりました。

感染患者の受入病院では、風評被害による受診控えに加え、一般病棟を専用病棟として、感染患者の受入病床を確保したことなどにより、外来及び入院患者が激減し、また、予定されていた手術の延期及び外来患者の制限も大きく影響して病院収益が著しく悪化しております。

よって、国におかれては、**新型コロナウイルスの感染拡大に対し対応した公立病院及び厚生連等が運営する公的病院に対して、空床確保分相応の財政支援を要望します。**

併せて、ＰＣＲ検査体制の充実及び新型コロナウイルス患者受入医療機関に対する県内各医療機関の入院患者受入状況等の情報共有を行うとともに、地域医療の重要な役割を担う公立病院及び公的病院の再編統合を進める地域医療構想の見直しを要望します。

メ　　モ

第８号議案

保育所等整備交付金の補助対象について

西三河ブロック　提出

国では、待機児童対策を推進するため、全国の自治体に保育施設の整備を要請しております。

しかし、保育所等整備交付金を活用する場合、仮設施設整備工事費については、解体工事費が交付対象となる施設が対象となります。民設民営園においては仮設施設整備工事費と解体工事費が交付対象となるのに対し、公設民営園においては施設が市町村の所有である場合、仮設施設整備工事費が交付対象外となっております。

公立保育園の民間移管に関して、既設園舎に資産的価値があり、移管時に建物を譲渡している場合は問題ありませんが、施設を無償貸与している場合は、施設の老朽化や待機児童対策のための建替えについて移管法人と協議すると、既設園舎の解体をどちらが実施するかが問題となります。

法定耐用年数を経過した建物については、移管法人に譲渡の協議をしても、資産的価値もなく、既設園舎の譲渡の協議が合意されず、解体工事費が交付対象となる施設とはならないため、仮設施設整備工事費が保育所等整備交付金の交付対象外となってしまいます。

よって、国におかれては、**待機児童対策を確実に推進できるよう、民間法人が実施する公設民営園の建替え時における仮設施設整備工事費についても、保育所等整備交付金の交付対象とされるよう要望します。**

メ　　モ

第９号議案

社会資本整備総合交付金の面積要件の廃止について

西尾張ブロック　提出

あま市では、あま市公園施設長寿命化計画に基づいた公園施設の改築を進めております。

公園施設の長寿命化に係る事業には社会資本整備総合交付金の活用が可能でありますが、この交付金は、遊戯施設以外の都市公園の施設の改築については、原則として面積２ｈａ以上の都市公園（防災公園に該当する都市公園は、防災公園の面積要件を適用）が対象とされております。

あま市には２ｈａ以上の公園が１箇所しかないため、平成２６年度から平成２８年度の間は社会資本整備総合交付金を活用した遊具の改築を実施したものの、平成２９年度以降は遊具以外の公園施設の改築を一般財源にて実施しております。

また、同時期に供用開始された都市公園が多いことから、施設の改築が必要となる時期が集中しており、遊具を除く施設改築計画に大幅な遅れが生じ、次年度以降への積み残しが年々増加傾向にあります。

近年、公園施設の老朽化に起因する事故の増加が問題視される中、都市公園を災害時の身近な避難場所として利用する考えも強まっており、安全性確保のための公園施設の改築及び更新は喫緊の課題となっております。

よって、国におかれては、**現行の社会資本整備総合交付金交付要綱にある「公園施設長寿命化対策支援事業」の面積要件の廃止を要望します。**

メ　　モ

第１０号議案

一宮西港道路の早期実現について

西尾張ブロック　提出

一宮西港道路は、東海北陸自動車道の一宮ジャンクションから伊勢湾岸自動車道を結ぶ延長約３０ｋｍの地域高規格道路であります。

一宮西港道路の早期事業化に向けては、平成３０年５月に「一宮西港道路推進協議会」が設立され、一宮西港道路を含む名古屋都市圏環状機能強化の検討に向けた予算が平成３１年度及び令和２年度に確保されております。

しかし、一宮西港道路の整備には膨大な事業費が必要となる予想であること、事業手法を始めとした様々な課題が残されていることから、新規事業化までの道程が見通せない状況にあります。

本路線は、東海北陸自動車道と一体となり太平洋側と日本海側を結ぶ高速交通ネットワークを形成することとなるため、尾張西部地域の発展はもとより、名古屋港や中部国際空港へのアクセス道路としても期待されております。

また、南海トラフ地震の発生が心配される状況下において、緊急・避難道路としての重要な役割を担うことから、本路線の意義は計り知れないものがあります。

よって、国におかれては、**中部圏の高速交通ネットワークを形成する地域高規格道路で、中部国際空港及び名古屋港へのアクセス、また、大規模災害時における緊急輸送及び避難道路として重要な役割を担う、一宮西港道路の早期実現を要望します。**

メ　　モ

第１１号議案

三河港の機能強化に向けた港湾施設の整備促進について

東三河ブロック　提出

貿易額（輸出入額）において全国第９位（令和元年分全国港別貿易額順位表。空港を除く。）の三河港は、地域の産業を支える物流拠点として発展しております。特に輸入自動車については、取扱い量は台数・金額共に２７年連続日本一であり、日本経済を牽引する重要な役割を担う港であります。

また、近年では船舶の大型化やクルーズ船の寄港などによる新たな需要及び激甚化する自然災害への対応も求められております。

しかし、積出し・保管用地の不足及び三河港背後道路の渋滞により、非効率な物流を強いられている状況にあります。

さらに、新型コロナウイルス等感染症の拡大による港湾物流への影響が懸念されております。

よって、国におかれては、**三河港の物流機能を強化するため、臨港道路東三河臨海線等の三河港周辺道路及び「第６次三河港港湾計画」に基づく公共岸壁等の港湾施設の早期整備を要望します。**

また、新型コロナウイルス等感染症により港湾物流機能が損なわれないよう、水際からの感染拡大の防止に向けた対策を要望します。

メ　　モ

第１２号議案

水道施設等の老朽化更新に対する財政支援の新設について

西三河ブロック　提出

現在の水道事業は、節水機器の普及等による水需要の減少や人口減少等により、水道料金収入の増加が期待できない状況にありますが、高度経済成長期以降に整備した管路及び施設の多くが老朽化による更新時期を迎えております。

近年、各地で水道管路の経年劣化による漏水事故が発生しており、市民生活へ甚大な影響を及ぼしかねない事態を回避するため、水道施設等の老朽化更新を適切な時期に行う必要があります。

地方公営企業は独立採算制の原則でありますが、毎年総務省から通知される「地方公営企業繰出金について」（以下、「総務省繰出基準」という。）において公費負担のあり方が示されており、水道料金収入で負担することが困難な費用については、市町村の一般会計等が負担すべきものとされております。

しかしながら、総務省繰出基準では、水道経営の喫緊の課題である水道施設等の老朽化更新の項目が設定されておりません。地方公営企業の独立採算制の原則から、老朽化更新の費用は、水道料金収入で賄わなければなりません。

水道事業は、地域住民の生命及び暮らしを担保する事業であるとともに、社会経済を支える極めて公共性の高い事業であることから、総務省繰出基準による確実な繰入は必要不可欠であるため、老朽化更新に対する繰出基準の新設が水道事業者への大きな支援になるものと考えております。

さらに、自治体の厳しい財政状況では、一般会計からの繰出費用の捻出にも限界があることから、水道施設等の老朽化更新に対する交付金が必要であると考えます。

よって、国におかれては、**総務省繰出基準において水道施設等の老朽化更新に係る項目を新設するとともに、水道施設等の老朽化更新に対する交付金を新設されるよう要望します。**

メ　モ

第１３号議案

下水道施設の改築への国費負担の継続及び改築事業予算の確保について

名古屋ブロック　提出
西尾張ブロック　提出

下水道は、地域から速やかに汚水を排除することによって公衆衛生を向上させるとともに、汚水を浄化・放流することによって公共用水域の水質を保全するなど、極めて公共性の高い社会資本であります。

市町村では、下水道使用料の適正化など様々な経営努力を進めているところでありますが、人口減少や施設の老朽化が本格化する中、下水道施設の老朽化対策や維持管理に要する費用が増大していくことが懸念されております。

このような中、平成２９年度の財政制度等審議会においては、下水道事業は受益者負担の観点から、汚水に係る下水道施設の改築について利用者が負担するべきとの考えが示されており、管渠の改築更新に係る予算の確保が困難になることが予想されております。

今後、下水道施設の改築更新需要が増加していく中、改築に係る支援が縮小されると、下水道施設の老朽化対策が十分に進めることができず、道路陥没や下水処理機能の停止など、市民生活や社会経済活動等に大きな影響が出ることは避けられません。

よって、国におかれては、**下水道の果たす公共的役割・社会的影響を踏まえ、国における責務の観点から、平成２９年度に終了した「下水道老朽管の緊急改築推進事業」に相当する制度について、経過年数を緩和した制度として復活又は新たな支援制度の創設など、下水道施設の改築への国費負担を確実に継続するとともに、改築事業に必要な予算を確保されるよう要望します。**

メ　モ

第１４号議案

雨水整備のための継続的な財政支援について

西三河ブロック　提出

近年、気候変動の影響等により、全国的に自然災害が頻発するとともに激甚化しており、「平成３０年７月豪雨」、「令和元年東日本台風（台風第１９号）」など、各地で甚大な浸水被害が発生しております。

国は、浸水対策事業を進めるため、従来からの交付金事業に加え、国庫補助制度として、令和元年度に「下水道床上浸水対策事業」を、さらに令和２年度に「大規模雨水処理施設整備事業」を創設しました。

しかし、雨水ポンプ場等の浸水対策整備は、国の支援を活用してもなお莫大な事業費が自治体の財政を圧迫すること、長期の事業期間が必要であることから、浸水対策事業を計画的に推進するには、継続的な事業費の確保が必要であると考えます。

よって、国におかれては、**浸水対策事業を計画的に推進するため、継続的な雨水整備を行う自治体に対する財政支援を要望します。**

メ　　モ

第１５号議案

無電柱化事業に係る支援について

知多ブロック　提出

国では、無電柱化事業には多大なコストがかかることから、低コスト化に向けた整備手法を検討するとともに、補助制度を創設しております。

平成３０年３月に創設された観光振興事業費補助金（観光地域振興無電柱化推進事業）は、観光による地域振興に向けた無電柱化の推進を目的として、単独地中化方式や裏配線、軒下配線等の手法が対象となっております。

更に、令和２年３月には無電柱化推進計画事業補助制度が創設されております。

一方、低コスト手法による整備では、使用する資材が特注品となることから、低コスト化に繋がっていない実情もあります。

よって、国におかれては、**無電柱化事業をよりいっそう推進するため、無電柱化に係る補助制度の更なる拡充及び製品の標準化による低コスト化を図るよう要望します。**

メ　　モ

第１６号議案

新型コロナウイルス感染症の影響により経営状況が悪化した地域公共交通事業者への財政支援について

東三河ブロック　提出

公共交通は、生活インフラとして重要な役割を持ち、特に自家用車の利用が難しい高齢者の移動手段として欠かせないものであり、新型コロナウイルス感染症の影響下においても、継続的な運行を求められております。

一方で、新型コロナウイルスの感染拡大防止のための外出の抑制やテレワークの推奨等により、地域公共交通の利用状況は著しく低下しております。

国では、補正予算により地域公共交通における新型コロナウイルス感染拡大防止に対する財政措置をされておりますが、運行経費に対する財政措置がされておりません。

このような背景のもと、地域公共交通事業者の経営状況は、著しく悪化しており、今後、運行の継続が困難な事業者が出てくると考えられ、国からの支援が強く求められているところであります。

よって、国におかれては、**地域公共交通（鉄道・バス・タクシー）の運行経費に対する財政支援について、鉄道には、中小私鉄事業者への運行経費に対する支援を要望します。**

また、路線バスには、地域間幹線系統確保維持費国庫補助金の補助対象限度額の嵩上げ措置を取るとともに、地域間幹線系統確保維持費国庫補助金及び地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の対象外路線についても運行経費に対する支援を要望します。

さらに、タクシーには、運転士の雇用を守るため、各タクシー事業者への運行経費に対する相応な支援を要望します。

メ　モ

第１７号議案

亜炭鉱廃坑処理に対する支援制度について

名古屋ブロック　提出
東尾張ブロック　提出

我が国では、戦前から戦後にかけて亜炭の採掘がさかんに行われ、なかでも東海地方は、最大の亜炭の産地でありました。愛知県内においても名古屋市、瀬戸市、春日井市、豊田市、犬山市、小牧市、尾張旭市、日進市及び長久手市には、採掘跡（亜炭廃坑）が広範囲に残されています。

これらの地域は採掘当時と比べて市街化が進み、人口密集地域になっているところも多くあることから、事前対策を行わずに放置しておけば、岐阜県御嵩町のような大規模な陥没事故が発生するおそれが大きくなります。現実に、家屋の庭先など人的被害に繋がりかねない場所で陥没が度々発生しています。陥没が発生するたびに事後の復旧工事が行われてきましたが、民家等に被害があってからの対応では手遅れであり、陥没があった地域やその周辺地域の住民が安心して暮らせません。

また、南海トラフ巨大地震を想定した対策として、さらには、将来、リニア中央新幹線の整備においてルート上に亜炭廃坑が存在する可能性が大きいため、安全な市街地の開発・まちづくりを進める観点からも、亜炭鉱廃坑処理を迅速に行うことが必要です。

よって、国におかれては、**亜炭鉱廃坑の範囲や規模等を特定する調査や、調査を受けての亜炭鉱廃坑に対する充填工事について、必要な費用に対する継続的な支援制度の創設を要望します。**

また、ハザードマップの作成など、亜炭鉱廃坑対策の推進に当たっては、採掘許可権者である国が所有するデータの提供はもとより、当該事業に精通した有識者等の助言・指導や先進事例に関する情報提供など、国の技術的知見からの積極的な参画をあわせて要望します。

メ　　モ

第１８号議案

休業要請で間接的に影響を受けた事業者への支援の充実について

東三河ブロック　提出

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を受け、県が要請した休業要請に応じて協力した事業者に対しては、休業協力金が支給され一定の経営支援措置が講じられております。

しかし、休業要請に協力した事業者と取引等を行っている関連事業者に対する支援はなく、このため、こうした事業者は、事業の存続や生計の維持など、極めて深刻な先行き不安を抱えており、支援の充実が必要であると考えます。

よって、国におかれては、**新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を受け、県が要請した休業要請に協力した事業者と取引等の実態があり、売上が急激に落ち込んだ事業者に対する支援を充実されるよう要望します。**

メ　　モ

第１９号議案

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた創業者への支援制度の拡充について

東三河ブロック　提出

国では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者に対して、持続化給付金や無利子の融資、小規模事業者持続化補助金等の支援を行っています。

しかしながら、創業したばかりの事業者は創業開始時期や売り上げ減少の要件に合致せず、国の無利子融資が受けられないなど、十分な支援を受けられない状況にあります。

豊橋市では、創業後１年未満の中小事業者に対し、令和２年２月１日以降に発生した販路開拓や業務効率化のために必要な経費の支援制度を創設したところ、想定以上に問合せを受け、ニーズが非常に高いと認識しております。

国においても様々な創業者支援を展開されているところではありますが、創業したばかりの事業者に対する国の直接支援のさらなる拡充が必要であると考えます。

よって、国におかれては、**新型コロナウイルス感染症の影響を受けた創業者の支援の拡充について、令和２年４月以降の創業者に対しては、持続化給付金の対象とするとともに、売上減少に係る要件を緩和されるよう要望します。**

併せて、創業３ヶ月未満の創業者に対しては、日本政策金融公庫の無利子融資である新型コロナウイルス感染症特別貸付等の対象とするとともに、セーフティネット保証４号、５号及び危機関連保証の対象とされるよう要望します。

メ　　モ

第２０号議案

商店街共同施設（アーケード等）の整備等に対する支援について

名古屋ブロック　提出

昭和３０～４０年代以降、多くの商店街が国・県・市町村の補助事業等を活用し、アーケードやアーチの整備を行ってきました。

現在、多くの商店街が組合員の高齢化や後継者不足に伴う担い手の減少、資金力の低下等の課題を抱えており、これらの施設の維持管理はもとより、老朽化への対応が課題となっております。

また、商店街の組合員は、小規模事業者も多く、昨年１０月に実施された消費税率の引き上げによる消費者の購買意欲の減退に加え、今回の新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、売上の大幅な減少、営業日数の減少、材料などの仕入れへの支障など、深刻な打撃を受けております。

商店街は、身近な買い物の場であるだけではなく、イベント等を通じた地域の賑わいづくりや街路灯の維持管理など地域の安心・安全にも寄与しており、今後も継続的に地域経済の活力を生み出すとともに、地域コミュニティの核としての役割を果たしていくものであります。

商店街がこのような役割を持続的に果たしていくためには、商店街の賑わいを回復するための需要喚起キャンペーン（商店街イベント等に対する補助事業）だけでなく、消費者にとって安心・安全に買い物ができる環境づくりとして、アーケード・アーチの整備・補修等及び防犯カメラの設置等に対する補助事業を創設・支援していただく必要があると考えます。

よって、国におかれては、**商店街が行う共同施設（アーケード、アーチ、防犯カメラ）の整備・補修・撤去への支援に必要な財政措置を講ずるよう要望します。**

メ　　モ

第２１号議案

学校のＩＣＴ環境整備とＧＩＧＡスクール構想の推進への財政支援について

西尾張ブロック　提出
東尾張ブロック　提出
知多ブロック　提出

国では、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として令和２年度補正予算が成立し、令和５年度に達成を目指していた１人１台端末の早期実現や、家庭でも繋がる通信環境の整備を行うこととされました。

自治体では、国の補助金を活用して整備する場合、令和２年度中にすべての端末に予算を充てる必要がありますが、地方財政措置算定分である児童生徒３人に１台の整備費、教師用端末の整備費、端末保守費用などの経費が嵩み、自治体の財政を圧迫しております。

また、緊急時であってもＩＣＴの活用による子どもたちの学びの機会を保障することが国の責務であるとしながらも、「公立学校情報機器整備費補助金」における定額補助の単価ではＬＴＥ端末を整備することはできず、低所得者世帯に貸与するモバイルルーター整備に対する定額補助においても通信料は補助対象外となっており、自治体の自主財源の上乗せが必要となっております。

さらに、数年後に必要となる機器更新時の費用や学校のＩＣＴ環境整備に係る地方財政措置について、普通交付税の不交付団体が支援を受けられないなどの問題があります。

よって、国におかれては、**ＧＩＧＡスクール構想の実現に向け、義務教育におけるＩＣＴ環境を整備するため、端末機器１台当たりの上限額の拡充、端末保守費用や機器の更新にかかる費用等補助対象の拡充及び令和３年度以降の財政措置を継続されるよう要望します。**

併せて、ＩＣＴ支援員の配置に対する財政支援の拡充を行うとともに、学校のＩＣＴ環境整備に係る地方財政措置の対象となっている経費について、普通交付税の交付・不交付に関わらず支援を受けられる措置を要望します。

メ　　モ

第２２号議案

学校施設の整備に対する財政支援の拡充と財源確保について

東尾張ブロック　提出

小中学校施設は、児童生徒の急増期に建設されたものが多く、施設全体の長寿命化を図り、また、教室及びトイレの洋式化などの改修を実現するため、長寿命化改良事業及び大規模改造事業を計画的に継続して実施する必要があります。

現在、学校施設環境改善交付金の長寿命化改良及び大規模改造として、計画に基づき事業を実施しておりますが、地方財政逼迫の中で、継続的な予算確保に苦慮する状況にあります。

また、同時に複数の小中学校施設の事業を並行して実施する余裕がなく、すべての小中学校施設の事業を終えるには、相当の年数が必要となります。

そのため、長寿命化改良及び大規模改造の工事施工順位の低い学校施設では、屋上や外壁等の部位別の改修を行う対応を取っておりますが、部位別の改修は学校施設環境改善交付金の基準を満たさないため、改修予算の確保にも苦慮する状況にあります。

よって、国におかれては、**学校施設環境改善交付金について、屋上防水のみや外壁改修のみなどの部位別の改修が交付対象となるよう交付基準の見直しを要望します。**

併せて、計画的な長寿命化改良や大規模改造事業に対して、継続的な交付金の採択を要望します。

メ　　モ

第２３号議案

特別定額給付金給付事業における死亡した単身世帯の方への給付について

東三河ブロック　提出

国の特別定額給付金給付事業においては、基準日である令和２年４月２７日に住民基本台帳に記載されている者が給付対象者となっていますが、申請に当たっては、各世帯主が受給権者として世帯員分をまとめて申請することとされております。

このため、基準日以降、申請前に亡くなった方については、単身世帯では世帯自体がなくなってしまうため、申請・受給権自体が消滅することとされる一方で、単身ではない世帯の場合は、世帯主又は新たに世帯主となった者が申請することで、亡くなった方の分も給付金を受け取ることができる取り扱いとなっております。

このように、亡くなった方の分の給付について、世帯構成によって申請・受給権の取り扱いに差ができてしまうことは、遺族間で不公平感が生じていることから、豊橋市においては、こうした不公平感を解消するための予算措置を行う予定であります。

よって、国におかれては、**特別定額給付金給付事業において、単身世帯の方で申請前に亡くなったことで給付対象外となってしまった方への独自の給付事業について、適切な財政措置をされるよう要望します。**

メ　　モ

協　議　事　項

(1) 東海市長会通常総会提出議案について

(2) 令和元年度決算の承認について

(3) 次回開催市の決定について

第１７４回 愛知県市長会議出席者名簿（敬称略）

来　　賓

愛　知　県

知　　事	大　村　秀　章
副　知　事	加　藤　慎　也
総　務　局　長	林　　全　宏
市町村課長	平　野　泰　久

知　多　市

知多市議会議長	竹　内　慎　治

市名	職名	氏名	市名	職名	氏名
名古屋市	市長	河村たかし	稲沢市	市長	加藤錠司郎
豊橋市	市長	佐原光一	新城市	市長	穂積亮次
岡崎市	市長	内田康宏	東海市	市長	鈴木淳雄
一宮市	市長	中野正康	大府市	市長	岡村秀人
瀬戸市	市長	伊藤保徳	知多市	市長	宮島壽男
半田市	市長	榊原純夫	知立市	市長	林　郁夫
春日井市	市長	伊藤　太	尾張旭市	市長	森　和実
豊川市	市長	竹本幸夫	高浜市	市長	吉岡初浩
津島市	市長	日比一昭	岩倉市	市長	久保田桂朗
碧南市	市長	禰冝田政信	豊明市	市長	小浮正典
刈谷市	市長	稲垣　武	日進市	市長	近藤裕貴
豊田市	市長	太田稔彦	田原市	市長	山下政良
安城市	市長	神谷　学	愛西市	市長	日永貴章
西尾市	市長	中村　健	清須市	市長	永田純夫
蒲郡市	市長	鈴木寿明	北名古屋市	市長	長瀬　保
犬山市	市長	山田拓郎	弥富市	市長	安藤正明
常滑市	市長	伊藤辰矢	みよし市	市長	小野田賢治
江南市	市長	澤田和延	あま市	市長	村上浩司
小牧市	市長	山下史守朗	長久手市	市長	吉田一平

開催市（知多市）　　副市長　立川泰造
　　副市長　長谷川勝春

愛知県市長会事務局　　事務局長　相津晴洋

愛知県市長会議開催一覧表

（平成１７年春以降）

回数	開催年月日	開催市	会場
１４３	平成17年 4 月20日	岩倉市	岩倉市総合体育文化センター
１４４	平成17年10月 4 日	豊明市	ザ・グランドティアラ豊明
１４５	平成18年 4 月25日	日進市	愛知学院大学　学院会館
１４６	平成18年10月 5 日	田原市	伊良湖ビューホテル
１４７	平成19年 5 月14日	愛西市	愛西市親水公園総合体育館
１４８	平成19年10月 3 日	清須市	キリンビール㈱ 名古屋工場
１４９	平成20年 4 月22日	北名古屋市	北名古屋市健康ドーム
１５０	平成20年10月 2 日	弥富市	弥富市総合社会教育センター
１５１	平成21年 4 月21日	豊橋市	ホテル日航豊橋
１５２	平成21年10月16日	名古屋市	名古屋マリオットアソシアホテル
１５３	平成22年 4 月28日	岡崎市	岡崎市図書館交流プラザ Libra
１５４	平成22年10月 5 日	一宮市	アイプラザ一宮
１５５	平成23年 5 月10日	瀬戸市	瀬戸蔵
１５６	平成23年10月14日	半田市	半田市福祉文化会館
１５７	平成24年 4 月24日	春日井市	ホテルプラザ勝川
１５８	平成24年10月 3 日	豊川市	豊川市市民プラザ
１５９	平成25年 4 月25日	津島市	津島市生涯学習センター
１６０	平成25年10月 3 日	碧南市	衣浦グランドホテル
１６１	平成26年 4 月24日	刈谷市	刈谷市総合文化センター
１６２	平成26年10月 2 日	豊田市	名鉄トヨタホテル
１６３	平成27年 5 月12日	安城市	ホテルグランドティアラ安城
１６４	平成27年10月 1 日	西尾市	三河湾リゾートリンクス
１６５	平成28年 4 月21日	蒲郡市	ホテル竹島
１６６	平成28年10月 5 日	犬山市	名鉄犬山ホテル
１６７	平成29年 4 月21日	常滑市	第２セントレアビル
１６８	平成29年10月 3 日	江南市	すいとぴあ江南
１６９	平成30年 4 月27日	小牧市	小牧コミュニティホール
１７０	平成30年10月 3 日	稲沢市	稲沢市勤労福祉会館
１７１	令和元年 5 月 8 日	新城市	新城文化会館
１７２	令和元年10月 3 日	東海市	東海市芸術劇場
１７３	令和 2 年 4 月15日	大府市	※中止（書面表決）

（注）第１４２回以前については省略。

愛知県市長会会則

（名　　称）
第１条　この会は、愛知県市長会（以下「市長会」という。）という。
（組　　織）
第２条　市長会は、愛知県下の各市をもって組織する。
（目　　的）
第３条　市長会は、県下各市相互の連携を密にし、行政全般につき調査研究を行い、市政の円滑なる運営を期することを目的とする。
（事　　業）
第４条　市長会は、次の各号に掲げる事業を行う。
(1)　行政全般の調査研究
(2)　行政全般に関する統計
(3)　市長会が主催する各種会議の運営
(4)　その他市長会の目的を達成するため必要な事項
（事　務　所）
第５条　市長会の事務所は、名古屋市中区三の丸二丁目３番２号愛知県自治センター内に置く。
（役　　員）
第６条　市長会に次の各号に掲げる役員を置き、市長会を組織する市の市長（以下「市長」という。）をもって充てる。
(1)　名誉会長　　１名
(2)　会　　長　　１名
(3)　副 会 長　　２名
(4)　理　　事　　（名誉会長、会長及び副会長を含む。）９名
(5)　監　　事　　２名
（役員選出及び任期）
第６条の２　前条の役員は、総会において選出し、その任期は１年とする。
２　監事を除く役員のブロック別選出基準は、別表のとおりとする。
（会長及び副会長）
第７条　会長は、市長会の会務を総理し、市長会を代表する。
２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
（理　　事）
第８条　理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。
（監　　事）
第９条　監事は、毎会計年度少なくとも１回以上日を定めて、市長会の会計事務を監査しなければならない。

（顧　　問）
第10条　市長会に顧問を置くことができる。
2　顧問は、総会において推せんするものとする。
3　顧問は、理事会及び総会において意見を述べることができる。
（参　　与）
第11条　市長会に参与を置くことができる。
2　参与は、理事会の承認を得て会長が委嘱する。
3　参与は、市長会の重要な事項につき諮問に応ずるものとする。
（常任幹事及び幹事）
第12条　市長会に常任幹事及び幹事を置き、その任期は１年とする。
2　幹事は、市長の指名する部長又は課長をもって充てる。
3　常任幹事は、幹事の互選による。
4　常任幹事及び幹事は、市長会の円滑な運営を図るため、連絡協議するものとする。
（総　　会）
第13条　通常総会は、年２回開催する。
2　会長が必要と認めるときは、臨時総会を開催することができる。
3　総会には、市長が出席するものとする。
4　総会は、次の各号に掲げる事項を議決するものとする。
(1)　会則の変更に関すること。
(2)　事業計画、予算及び決算に関すること。
(3)　その他市長会の重要な事項に関すること。
（理　事　会）
第13条の２　理事会は、理事をもって構成する。
2　理事会は、次の各号に掲げる事項を議決するものとする。
(1)　総会の議決した事項の執行に関すること。
(2)　総会に付議すべき事項
(3)　その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
（事　務　局）
第14条　市長会に事務局を置く。
2　事務局に、事務局長１名及び書記若干名を置く。
3　事務局長は、会長の命を受け、その事務を処理する。
4　書記は、事務局長の命を受け、その事務に従事する。
5　事務局の組織、職員定数、職務分掌、勤務条件、その他の必要な事項については、理事会の議決を経て、会長が別に定める。
（会議の招集）
第15条　会議は、必要のつど会長が招集する。
2　会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（会　　計）
第16条　市長会の会計年度は、４月１日に始まり翌年３月３１日に終る。
２　市長会の経費は、市長会を組織する市の負担金、寄付金、その他収入をもって支弁する。
（委　　任）
第17条　この会則の施行について必要な事項は、会長が定める。

附　則
１　この会則は、昭和３６年８月１日から施行する。
２　削　除
３　市長会は、この会則施行の日における愛知県市長会及び愛知県都市協議会の事業並びに権利及び義務を承継する。

（昭和３８年１月１日から平成７年５月２日までの附則　略）

附　則
この会則は、平成１０年４月２４日から施行する。
附　則
この会則は、平成１６年５月７日から施行する。
附　則
この会則は、平成１７年４月２０日から施行する。
附　則
この会則は、平成１７年１０月４日から施行する。
ただし、北名古屋市については、同市の設置の効力が生じる日から施行する。
附　則
この会則は、平成１８年４月２５日から施行する。
附　則
この会則は、平成２２年４月２８日から施行する。
附　則
この会則は、平成２４年１月４日から施行する。

別　表

ブロック別役員選出基準

ブロック名	基準数（監事を除く）	構成市数	構成市
名古屋	1	1	名古屋市
西尾張	2	9	一宮市・津島市・犬山市・江南市・稲沢市・岩倉市・愛西市・弥富市・あま市
東尾張	2	9	瀬戸市・春日井市・小牧市・尾張旭市・豊明市・日進市・清須市・北名古屋市・長久手市
知多	1	5	半田市・常滑市・東海市・大府市・知多市
西三河	2	9	岡崎市・碧南市・刈谷市・豊田市・安城市・西尾市・知立市・高浜市・みよし市
東三河	1	5	豊橋市・豊川市・蒲郡市・新城市・田原市
計	9	３８	

基準数の算定基礎は、次のとおりとする。

５　市　ま　で　　１

６市から１０市まで　　２